



Critical Assessment of Japan's Policy on Refugees and Migrants

Tokyo Peacebuilding Forum 2022
November 5, 2022

第2セッションは、「日本の移民難民政策の現状と課題」というテーマで開かれた。モデレーターは、協会副理事長の井上健氏、発表者は、国際移住機関（IOM）前ミャンマー事務所長の中山暁雄氏と館林市ロヒンギヤの子どもたちのオンライン学習支援エリアコーディネーターのカディザ・ベグム氏が務めた。まず、井上氏が、日本平和構築協会の難民危機研究会の活動について簡単に報告した。次いで中山氏が「日本の難民移民政策」について次のような報告を行った。

難民保護は第二次世界大戦の教訓の上に確立された国際人権規範の一環である。また人道危機が引き起こす『混在移動』への対応などを通じて、多くの国々が柔軟かつ人道的な保護策を講じてきた。日本は1970年代に始まったインドシナ難民受け入れ以降、1981年に加入した難民条約に基づく難民認定、また2010年に始まった第三国定住難民の受け入れを行ってきた。また一部の庇護申請者に対する人道配慮による在留特別許可や本国の政変などで帰国が困難な人々に対する緊急避難措置としての在留資格の付与など裁量的保護策も講じている。日本の難民認定率の低さが批判される一方で、アジアで初めて第三国定住難民の受け入れを始めた意義は大きい。受け入れ人数の少なさや日本社会への適応能力を重視する受け入れ方法には課題が多い。そうした中、より柔軟な難民認定という従来からの課題に加えて、昨年来相次いだ人道危機を受けて、武力紛争からの避難民の受け入れ、また日本の協力者という理由で危険にさらされているアフガニスタン人への退避支援のあり方など、日本は新たな課題に直面している。ウクライナからの避難民に対する官民一体となった手厚い支援が実施された意義は大きい。アフガニスタンやミャンマーなど日本が歴史的、政治的責任を負う国からの難民、避難民、退避者を含むバランスの取れた包括的保護策が求められている。EUなどの国際基準に沿った補完的保護の導入、第三国定住のより積極的活用などを通じた日本の国際貢献が望まれる。



次にベグム氏が、自身の経験に基づいて「日本在住ムスリムミャンマー人女性の現状と課題」について次のような報告を行った。私はバングラディッシュで生まれ育ったロヒンギャ人です。日本で難民認定を受けた夫と結婚して、19歳の時に来日しました。その後、様々な支援を受けて、青山学院大学を卒業し、ユニクロに入社しました。しかしさらに学問を続けたいと考え、今は早稲田大学の大学院修士課程に在籍しています。現在は、夫と二人の子供たちと一緒に東京で生活をしながら、群馬県館林市に住んでいるロヒンギャ人を中心とするムスリムミャンマー人女性への支援活動をしています。ミャンマーには、イスラム教徒であるロヒンギャ民族のほかにもバマームスリムと呼ばれるイスラム教徒がいますが、彼らは少数派のイスラム教徒であるという理由だけで差別され、長年迫害を受けてきました。その結果、多くのミャンマームスリムが日本に逃げてきました。そのほとんどは男性でしたが、彼らに呼び寄せられたり、留学生や技能実習生として来日したりした女性も多く、現在では、約200人のミャンマームスリム女性が日本に住んでいます。しかし彼女たちの学歴は極めて低く、家父長制の伝統文化の制約もあり、日本社会との接点を持つこともできず、経済的にも自立できていません。私は、彼女たちには経済的に自立できるだけの日本語やスキルを学ぶ機会がもっと与えられるべきだと考えています。私は難民事業本部（RHQ）や授業料の5割免除で日本語を学ぶ機会を得、難民高等教育プログラムのおかげで日本の大学で学ぶことができました。大学で日本人学生と対等に学ぶことができたことで私の世界は変わりました。そこで、同胞のミャンマームスリム女性のためにボランティアで病院の付き添いや、子供の教育に関する相談に乗ってきました。そういう中で、ロヒンギャの子どもで日本の学校に通っている小学3年生の子どもが、学校からの連絡を「お母さんに見せても意味がない」とつぶやいたことに大変ショックを受けました。そして、それ以来現在に至るまで、ミャンマームスリム女性の精神的、社会的、経済的な自立のための活動を続けています。

二人の報告の後、参加者との意見交換を行った。日本に住むムスリム女性の夫たちの考え方や子供たちに母国の言葉や文化を伝えることの重要さと困難さなどについて、活発な意見が交わされた。